

第2次上天草市環境基本計画の素案概要について

1 基本事項

平成23(2011)年3月に「上天草市環境基本計画」(以下「現計画」という。)を策定し、その後、平成28(2016)年4月に改訂を行い、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところ。この現計画の計画期間が令和2年度末をもって満了となる。

一方、世界的な動きでは、平成27(2015)年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。そのアジェンダの中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境課題など17の目標と169のターゲットに全世界が取り組むことによって『誰一人取り残さない』社会を実現することを決意した画期的な合意です。また、同年12月フランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」にて採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満にする(さらに、1.5℃に抑える努力を追求する)ことを世界共通の目標に掲げている。

国内では、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の見直しによる、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした社会情勢や温室効果ガス排出量削減目標の決定、大気中のPM2.5の問題など注目をあつめており、本市を取り巻く環境の変化等に伴い、地球環境を守るために廃棄物の発生抑制や自然環境の保全などに、より一層取り組むことが求められている。

こうした最近の課題や国内外の動きを踏まえ、現計画を見直し、第2次上天草市環境基本計画(以下「第2次計画」という。)を新たに策定する必要がある。

そこで、令和2(2020)年度においては第2次計画の策定に以下のとおり取り組むこととする。

2 計画の内容

第2次計画は、上天草市環境基本条例(以下「条例」という。)の基本理念に即し、条例第9条の規定に基づき策定するもので、本市の環境保全に関する総合的なマスタープランとして、現在から将来に渡って本市の目指すべき環境像を実現するための方針や市民(団体)、事業者及び市の各主体が行うべき具体的な取り組みを示す。

また、国の「第五次環境基本計画」において、SDGsの実現は、地域の課題

解決にも直結するものとし、地方自治体の各種計画等の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、この第2次計画においても、SDGsの考え方を活用し、SDGsの実現に貢献したい。

3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とし、中間の5年後を目途に計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 計画の体系

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むため、計画の目標となる目指すべき環境像に「人と海がふれあうまち上天草～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～」を設定する。また、その実現に向けた具体的な取組みを実施するうえで、5つの基本目標環境目標を示す。

<環境目標>

○目標1 自然共生社会の実現

(基本方針)

本市の豊かな自然環境と多種多様な生物の生息・生育環境を良好な状態で将来に引き継ぐとともに、人と自然が共生できる地域づくりを進めていきます。

○目標2 健康で安全に暮らせる生活環境の実現

(基本方針)

市民が健やかに安心して暮らすために、空気や水などが健全な状況であるばかりでなく常に地域が清潔に保たれているなどの良好で住みやすい地域環境を創っていきます。

○目標3 地球への負荷が少ない低炭素社会の実現

(基本方針)

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、市のみでは解決できない人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題と考え、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、省エネルギーの推進や地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入などを通して、低炭素社会の実現に取り組んでいきます。

○目標 4 持続可能な循環型社会の実現

(基本方針)

持続可能な地域社会を創るために、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、3R（リデュース、リユース、リサイクルの3つのRによる省資源利用）活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、市民、事業者及び行政が連携・協働し、循環型社会の実現に取り組んでいきます。

○目標 5 市民が学び参加する環境保全活動の推進

(基本方針)

良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、環境教育や啓発を通じて、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、日常生活において積極的に環境に配慮した行動ができる人材の育成を行っていきます。

5 計画管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方に即し、毎年度点検及び評価を行い、目標の実現に向けた業務や施策の継続的な改善を図る。

6 策定スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 市長諮問及び環境審議会開催 | 令和2年3月12日 |
| (2) 計画書（素案）の作成 | |
| (3) 環境審議会開催 | 令和2年7月 |
| (4) 庁議報告 | 令和2年8月 |
| (5) パブリックコメントの実施 | 令和2年9月 |
| (6) 環境審議会開催と市長へ答申 | 令和2年10月 |
| (7) 庁議報告 | 令和2年11月 |
| (8) 第2次環境基本計画 | 令和2年11月策定予定 |
| (9) 総務常任委員会へ報告 | 令和2年12月 |

○計画の位置づけ

本計画は、上天草市環境基本条例に基づき、本市における環境保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めるものであり、「上天草市第2次総合計画」で掲げられている今後目指すまちの将来像を実現するために環境分野における方向性を示す計画として位置付けられている。

さらに、国や県の環境基本計画や環境保全活動への取組みなどと連携し、市民等や事業者、市が一体となり目指すべき環境像の実現に向け、施策や事業を進めて行くための指針となるもの。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体の責務を踏まえ、地球温暖化対策実行計画を含むものとする。

